

中央公園警備業務仕様書

本業務は、本特記仕様書並びに公園緑地等維持管理仕様書（令和6年1月改訂（平成23年1月制定）広島市都市整備局緑化推進部制定）により施行すること。

1 警備対象物件

物件名	所在地	対象区域
中央公園	広島市中区基町	中央公園平面図のとおり

2 業務内容

受注者の業務の内容及び従事する日時等については、別表「中央公園警備業務体制（勤務時間）」によるほか、次のとおりとする。

なお、休憩、仮眠中に非常事態が発生した場合、当然に仕様書上の処置を行うこと。

(1) 共通事項

ア 公園内の巡視及び警戒

公園内における火災、その他の事故を未然に防止し、秩序維持及び施設保全を図るため、巡視及び警戒を行うものとし、主な内容は次のとおりとする。

- (7) 火災及び盗難等の防止
- (4) 公園内の禁止行為（広島市公園条例第5条）の監視及び指導
- (7) その他、業務上必要と認められる事項

イ 出入口の開閉及び開錠、施錠

(7) 出入口の開閉

公園内への車両進入については、緊急車両、広島市及び関係機関の車両、並びに次の車両以外は一切認めないこと。

- ① 広島市が許可した車両
- ② 公園内での作業等のためやむをえず入園する車両
- ③ 護国神社参拝者及びその関係者（中央公園広島城跡）

(4) 開錠、施錠

指定する駐車場及び公園施設の開錠・施錠を行うものとする（場所及び時間は別紙平面図のとおり）

ウ 落とし物の拾得

落とし物を拾得した場合は、所定の様式により報告すること。

エ 救急対応

園内で、けが人又は病人が発生した場合に、救急車の手配、家族への連絡等の対応を行うものとする。

オ 異常時の発注者への報告

異常があった場合には適切に処理して事故等の再発防止を図るとともに、適宜、所定の様式により発注者に報告するものとする。

カ 非常事態での処理

(ア) 発注者への対応

- ① 火災、盗難その他の事故が発生し又は発生する恐れがあると認められるときは、公園利用者の避難誘導及び関係機関への通報等の臨機応変の処置をとるとともに、発注者が指定した者へ連絡するものとする。
- ② 警報受信装置により異常の発生を知ったときは、機械警備業務を受託している会社と協力し、必要な処置をとるとともに、発注者が指定した者へ連絡するものとする。
- ③ 火災、盗難、浸水、破損等の事故発生時において対応した場合は、所定の様式により報告すること。

(イ) 火災の場合

- ① 火災の発見をした場合又は通報を受けた場合は、現場に急行して初期消火に当たり、それが困難な場合は119番通報する。
- ② 現場では、負傷者及び逃げ遅れた者がいないかを確認し、避難誘導を行うこと。
- ③ 消火活動に当たっては、大声で付近の人々に知らせるとともに、応援を受けて消火に全力を傾注する。
- ④ その状況を発注者に報告する。

(ウ) 盗難の場合

- ① 盗難の形跡を発見した場合又は通報を受けた場合は、現場に急行し、関係者以外を遠ざけて現場保存を図る。
- ② 犯人発見の時は、直ちに110番通報をするとともに、応援を求め、犯人を監視する。
- ③ その後、発注者に報告する。

(エ) 危険行為等の場合

- ① 明らかな危険行為又は破壊行為を確認した場合は、直ちに110番通報をする。
- ② その後、発注者に報告する。

(オ) 豪雨等の場合

- ① 雨水等により園路等が水没し、歩行危険箇所等が発生又は発生の恐れがあるときは、迅速かつ適切な応急対応及び未然防止に当たること。
- ② その後、発注者に報告する。

(カ) 施設、器物破損の場合

- ① 公園利用者及び第三者が公園施設等を故意又は過失により破損した場合は、原因者から損害賠償を求めるための事前聴取を行うこと。
- ② その後、発注者に報告する。

(2) その他

「(1)共通事項」の業務内容によるほか、次のとおりとする。

堀川浄化設備異常警報ランプの確認、報告

(ア) 設備異常警報ランプの確認は、巡視時に行うものとする。

(イ) 警報ランプにより異常の発生を知ったときは、発注者に報告するものとする。

3 業務に当たっての留意事項

受注者の従業員の遵守事項は、次のとおりとする。

(1) 勤務中は服装を正しくして公園利用者に対して礼儀正しく対応すること。

(2) 休憩は指定した場所で行うこと。

(3) 常に所定の衣服を着用するとともに、身分証明書及び無線機等を携帯すること。

(4) 公園利用者は多種多様であり、その目的も様々である。従って、その対応にあたっては、「丁寧」、「正確」、「敏速」、「親切」を心掛け、公園内での行事予定や広島市内外の知識、地理等の精通に努めること。

(5) 警備中に目についたゴミは、除去すること。

4 鍵の預託

(1) 発注者は、警備上必要な鍵を受注者に預託する。

(2) 受注者は、預託された鍵の管理については、厳重に行うものとする。

5 報告事項、検査完了期日(期限)

(1) 受注者は、現場責任者及び従事者の氏名等を所定の様式で発注者に届け出るとともに、警備業法上の確格者であることを証する書類を添付し、社会保険加入の有無を記載すること。現場責任者又は従事者に変更があったときも同様とする。

(2) 報告に当たっては、警備業法第21条第2項及び同法施行規則第38条に定める教育を実施したことを証する書類を添付するものとする。

(3) 委託契約約款第6条に定める委託業務実施計画書は年間計画書とし、契約締結から10日以内に所定の様式により発注者に提出し、その承認を受けるものとする。

(4) 委託契約約款第12条第1項に定める委託業務実施報告書は、業務日誌及び1か月分の業務内容を記載した月間報告書とし、受注者(受注者)は、業務日誌については業務終了の翌日(休日等についてはその翌日)に、月間報告書については翌日10日までに、それぞれ所定の様式により発注者(発注者)に提出するものとする。また、発注者(発注者)による毎月の業務の検査完了期日(期限)は、翌月19日(ただし、実施報告書を受領した日の翌日から起算して9日目に当る日が早く到来する場合は、当該日)とする。ただし、これらの日が3月31日を越える場合は、3月31日とする。

6 費用の負担等

費用の負担は、次のとおりとする。

- (1) 受注者は、業務に必要な限度で、管理事務所等の施設及び設備を無償で使用することができる。
- (2) 業務に要する経費のうち、次のものは受注者の負担とする。
業務を行うために必要な器材等
- (3) 業務に要する経費のうち、次のものは発注者の負担とする。
電気料、水道料及びガス料

7 その他

この仕様書に疑義があるとき又は定めのない事項については、発注者・受注者協議して定めるものとする。